

5

資料

## 協力施設の一覧

### ■ 協力医療機関一覧

|                                  |                                        |
|----------------------------------|----------------------------------------|
| 広島大学病院 病理診断科                     | 独立行政法人国立病院機構<br>東広島医療センター              |
| 広島市医師会臨床検査センター                   | 中国電力(株) 中電病院                           |
| 地方独立行政法人広島市立病院機構<br>広島市立広島市民病院   | 呉市医師会検査センター                            |
| 県立広島病院                           | 独立行政法人国立病院機構 福山医療センター                  |
| 広島赤十字・原爆病院                       | 広島大学大学院医系科学研究科口腔腫瘍制御学                  |
| 独立行政法人国立病院機構<br>呉医療センター・中国がんセンター | 広島中央保健生活協同組合 福島生協病院                    |
| 国家公務員共済組合連合会 広島記念病院              | 広島県厚生農業協同組合連合会吉田総合病院                   |
| 市立三次中央病院                         | 広島大学原爆放射線医科学研究所<br>血液・腫瘍内科             |
| 広島県厚生農業協同組合連合会 尾道総合病院            | 福山市民病院                                 |
| 国家公務員共済組合連合会 呉共済病院               | 社会医療法人千秋会 井野口病院                        |
| 公立学校共済組合 中国中央病院                  | 地方独立行政法人広島市立病院機構<br>広島市立北部医療センター安佐市民病院 |
| 独立行政法人労働者健康安全機構<br>中国労災病院        | 社会医療法人 里仁会 興生総合病院                      |
| 庄原市立 西城市民病院                      | 医療法人社団曙会 シムラ病院                         |
| マツダ(株) マツダ病院                     | 広島市医師会運営・安芸市民病院                        |
| 広島大学原爆放射線医科学研究所癌誘発部門<br>(廃止)     | 広島医療生活協同組合 広島共立病院                      |
| 広島県厚生農業協同組合連合会 廣島総合病院            | 医療法人あかね会土谷総合病院                         |
| 独立行政法人国立病院機構<br>広島西医療センター        | 竹内病院(廃止)                               |
| 医療法人 JR 広島病院                     | 公立みつぎ総合病院                              |
| 公益財団法人 放射線影響研究所                  | 三原市医師会検査センター                           |
| 三菱三原病院                           | 医療法人清幸会 三原城町病院                         |
| 日立造船健保組合 因島総合病院                  | 因島医師会病院                                |
| 総合病院 庄原赤十字病院                     | 総合病院 三原赤十字病院                           |
| 福山市医師会検査センター                     | 安芸地区医師会検査センター                          |
|                                  | 国家公務員共済組合連合会 吉島病院                      |
|                                  | 尾道市立市民病院附属瀬戸田診療所                       |

安芸太田病院  
 尾道市立市民病院  
 済生会広島病院  
 三次地区医師会検査センター  
 医療法人社団 公仁会 榎殿順記念病院  
 医療法人社団樹章会 本永病院  
 医療法人社団仁慈会 安田病院  
 医療法人社団博愛会 木阪病院  
 社会医療法人清風会 五日市記念病院  
 医療法人社団広島厚生会 広島厚生病院  
 八丁堀平松整形外科消化器科病院（廃止）  
 医療法人社団仁鷹会 たかの橋中央病院  
 東広島地区医師会検査センター  
 広島大学大学院医系科学研究科 分子病理学  
 広島大学大学院医系科学研究科 病理学  
 医療法人社団一陽会 原田病院  
 社会医療法人祥和会  
 脳神経センター大田記念病院  
 医療法人蒼生会 楠本病院  
 医療法人財団竹政会 セントラル病院  
 医療法人社団 日本鋼管福山病院  
 医療法人社団まりも会 ヒロシマ平松病院  
 医療法人恒和会 松石病院  
 医療法人賢仁会 松岡病院  
 医療法人秀明会 小池病院  
 医療法人辰川会 山陽病院  
 医療法人社団大仁会 大石病院

医療法人慈生会 前原病院  
 社会医療法人社団沼南会 沼隈病院  
 医療法人慈慧会 亀川病院  
 医療法人社団玄同会 小島病院  
 北広島町豊平診療所  
 医療法人紫苑会 藤井病院  
 医療法人達磨会 井上病院  
 医療法人 たなか皮膚科アレルギー科  
 碓井サテライトクリニック  
 医療法人優和会 こどい内科クリニック  
 医療法人まこと会 クリニック和田  
 医療法人宏博会 かわもと皮ふ科  
 消化器内科 ペんぎんクリニック  
 ・（廃止）は既に廃止された施設  
 ・庄原市立西城市民病院は2005年まで町立西城病院  
 ・国立病院機構広島西医療センターは2005年まで国立病院機構大竹病院  
 ・JR 広島病院は2016年まで広島鉄道病院  
 ・福島生協病院は2015年まで総合病院福島生協病院  
 ・安芸市民病院は2001年まで国立療養所畑賀病院  
 ・三原城町病院は2015年まで土肥病院  
 ・尾道市立市民病院附属瀬戸田診療所は2009年まで県立瀬戸田病院  
 ・安芸太田病院は2007年まで安芸太田町加計病院  
 ・八丁堀平松整形外科消化器科病院は2011年から医療法人社団まりも会 ヒロシマ平松病院  
 ・三菱三原病院は2022年4月に三原赤十字病院と統合  
 ・北広島町豊平診療所は2019年まで北広島町豊平病院

※掲載順は広島県腫瘍登録事業における番号順としております。

## 腫瘍登録の概要

### 腫瘍（組織）登録の方法

#### (1) 収集する資料

県下の医療施設で診断された良性、悪性腫瘍例（血液疾患も含む）

##### 1) 生検及び手術例

- ・病理組織検査依頼書
- ・病理組織診断報告書
- ・悪性腫瘍例の腫瘍を代表する組織標本
- ・白血病並びに類縁疾患登録箋
- ・血液（末血、骨髄）標本

##### 2) 病理解剖例

- ・病理解剖依頼書及び病歴
- ・病理解剖診断書

#### ※注意事項

がん登録精度向上（個人集約、地域がん登録・死亡個票との同定）のため、以下事項記入への協力をお願いいたします。

##### ○患者情報

患者氏名、生年月日、年齢、住所（全て）、性別、患者 ID、標本番号

##### ○検査情報

通常の診断情報に加えて以下事項記入への協力をお願いいたします。

部位名・左右、採取日、受付日、報告日

#### (2) 腫瘍例の登録方法、データ処理

- 1) 現在、県下の登録事業に参加している医療施設は86施設であり、主な医療施設の標本は登録室職員が定期的に巡回して収集する。それ以外の施設については、郵送（料金着払い郵便）などの方法により登録室に送られる。
- 2) これらの症例は既に登録されているか否かを確認後、登録受付簿及び個人識別表にデータ入力される。
- 3) 病理診断は病理医（血液疾患は血液専門医）が症例ごとに、International Classification of Diseases for Oncology (ICD-O) に則って、腫瘍の存在した部位と組織診断をコード化する。
- 4) これらのデータはコンピュータに入力され、データベース化される。
- 5) 毎月集計された登録数は施設ごとに、県医師会速報に掲載される。又、毎年度末にはその年収集した腫瘍についての統計的資料を作成する。

## 腫瘍登録事業実施要綱等

### 広島県腫瘍登録事業実施要綱

平成10年12月22日 制定  
平成21年7月23日 改正  
平成26年4月1日 改正(適用)

#### (目 的)

第1条 本事業は、広島県におけるがんの罹患率および生存率の推計等を行い、これをがん対策推進のための基礎資料とし、もって広島県民の保健衛生の向上に寄与することを目的とする。

#### (事 業)

第2条 前条の目的のため、広島県内の住民を対象に、悪性腫瘍、良性腫瘍に関する資料を収集する。  
2. 本事業は、広島県地域がん登録事業と一体的に行う。

#### (事業の実施)

第3条 一般社団法人広島県医師会（以下「医師会」という）は、事業の実施のために腫瘍登録委員会（以下「委員会」という。）を設置する。  
2. 委員会は、本事業の実施に当り、関係する医療機関と連絡を取り、事業の運営に支障がないよう努める。

#### (資料の収集)

第4条 収集する資料は、医療機関からの届出情報および悪性腫瘍においてはそれを代表する組織標本とする。

#### (資料の管理)

第5条 医師会内に腫瘍登録室を設置し、責任者として腫瘍登録室長を置く。  
2. 腫瘍登録室長は、腫瘍登録職員と協力して、資料の管理と保存を行う。

#### (業務の委託)

第6条 医師会は、本事業に係る解析、業務等を公益財団法人放射線影響研究所（以下「放影研」という。）に委託する。  
2. 放影研は、業務委託に関する覚書に基づき、事業を推進する。

#### (資料の提供)

第7条 収集した資料は、本事業の目的にかなう範囲で、正規の手続きを経て利用できるものとする。

#### (事業報告)

第8条 委員会は、毎事業年度、広島県腫瘍登録報告書を作成し、公表する。

#### (成果報告)

第9条 委員会は、必要に応じて関連する学会及び医学専門誌、厚生労働省、文部科学省等による研究班などにおいて事業の成果を発表する。

(秘密の保持)

第10条 この業務に従事した者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

2. 事業報告書を作成するに当たっては、個人の氏名等プライバシーに関する情報は秘匿して行うものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会で協議し決定する。

附 則

初 版 作成日：平成10年12月22日

第2版 改訂日：平成21年7月23日

第3版 改定日：平成26年4月1日

## 広島県腫瘍登録委員会運営規則

昭和48年4月1日 制定

平成21年7月23日 改正

平成26年4月1日 改正

- 第1条 広島県腫瘍登録事業実施要綱第3条により本委員会を設置し、広島県腫瘍登録委員会と称する。  
本委員会是一般社団法人広島県医師会の特別委員会とする。
- 第2条 本委員会に次の役員を置く。  
委員長 1名  
副委員長 若干名  
常任委員 若干名  
委員 若干名
- 第3条 委員長は一般社団法人広島県医師会長がこれにあたる。副委員長、常任委員及び委員は県医師会長が委嘱する。
- 第4条 役員の任期は2年間とする。  
役員に欠員を生じた場合の補欠役員の任期は前任者の残存期間とする。  
役員は再任を妨げない。
- 第5条 委員長は会務を総括する。  
委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代行する。
- 第6条 事業の実務を行うため本委員会の下部組織として腫瘍登録実務委員会を置く。
- 第7条 資料の利用に関する事項を扱うため本委員会の下部組織として腫瘍登録資料利用審議委員会を置く。
- 第8条 資料における個人情報保護ならびに危機管理に関する事項を扱うため本委員会の下部組織として広島県腫瘍登録安全管理措置委員会を置く。
- 第9条 本委員会の会計は特別会計とする。
- 第10条 本規則に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会の議を経て定める。
- 付 則 この運営規則は平成21年7月23日から施行する。  
初 版：昭和48年4月1日  
第2版：平成21年7月23日  
第3版：平成26年4月1日改定

## 広島県腫瘍登録実務委員会運営規則

平成17年11月23日 制定

平成21年 7 月23日 改定

平成26年 4 月 1 日 改定

### (趣 旨)

第1条 本運営要項は、広島県腫瘍登録委員会運営規則第6条に基づいて設置された広島県腫瘍登録実務委員会の運営にかかる事項を定める。

### (機 能)

第2条 腫瘍登録実務委員会は、次の機能を持つ。

- (1) 運営方針に関する問題等について諮問する。
- (2) 研究計画書や活動を検討する。
- (3) 組織登録活動を支援する。
- (4) 広島県地域がん登録事業の支援を行う。
- (5) その他腫瘍登録事業に必要な事項

### (構 成)

第3条 腫瘍登録実務委員会は病理学者、疫学者、医師会代表者等からなる次の委員で構成し、一般社団法人広島県医師会長がこれを委嘱する。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 1 名
- (3) 委員 若干名
- (4) 腫瘍登録室長 1 名

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、一般社団法人広島県医師会役員の任期に準じる。委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。委員の再任を妨げない。

### (委員の職務)

第5条 委員長は、会務を総括する。委員長に支障あるときは、副委員長がその職務を代行する。委員は第2条の項目を分掌する。

### (委員の守秘義務)

第6条 登録業務に直接関与する委員は守秘義務を遵守し、資料の取り扱い等については細心の注意を払わなければならない。

### 附 則

1. 作成日：平成17年11月23日  
第2版：平成21年 7 月23日  
第3版：平成26年 4 月 1 日
2. 本運営規則の施行に伴い、旧来の「広島県腫瘍登録委員会運営規則第6条による実務委員会」の規定は廃止する。

## 広島県腫瘍登録事業に関する倫理要領

平成10年12月22日 制定  
平成21年7月23日 全面改定  
平成26年4月1日 改定

### (趣 旨)

第1条 本規定は、広島県腫瘍登録事業実施要綱第10条に基づき広島県腫瘍登録事業に関する倫理、特に守秘義務について必要な事項を定める。

### (基本理念)

第2条 広島県腫瘍登録事業は、広島県内の腫瘍（良性及び悪性腫瘍）発生に関する情報を、臨床医学的、病理組織学的、疫学的見地から収集、蓄積するもので、その学問的な解析とその研究成果は、県内の腫瘍発生の予防及び治療に大いに貢献するものである。

2. 資料には、きわめて重要な個人情報が記載されているため、収集及び取扱いに関しては、個人情報保護規定に従って、厳重な機密保持を要する。登録業務は機密裏に遂行されるべきである。

### (倫理規定の適用対象)

第3条 この要領は、広島県腫瘍登録事業実施要綱第5条に記載する腫瘍登録室に関係者する全員に適用する。腫瘍登録室関係者とは、登録業務に直接関与する腫瘍登録実務委員会の委員、一般社団法人広島県医師会（以下、「広島県医師会」という。）腫瘍登録室の業務に関係する腫瘍登録室長と広島県医師会職員を含む腫瘍登録室全職員、並びにその他腫瘍登録業務に関係する他施設の職員（公益財団法人放射線影響研究所を含む）をいう。

### (腫瘍登録室の管理責任者の責務)

第4条 腫瘍登録室の管理責任者（以下「責任者」という。）である腫瘍登録室長の責務は、以下の通りとする。

- (1) 責任者は、個人情報の保護に対して全責任を負い、職員が機密保持に努めるよう、指揮監督しなければならない。
- (2) 責任者は、登録資料の保管、搬出、輸送に際して情報漏えいのないよう努めなければならない。
- (3) 責任者は、個人情報の破壊、改ざん、漏えい等が発生した時は、速やかにその被害を最小限に止めるための対策を講じ、かつその原因を究明しなければならない。
- (4) 責任者は、腫瘍登録室で登録資料を取り扱う全ての腫瘍登録室関係者に対し、就業中のみならず、退職後も、登録患者を含む同定指標の情報、協力病院名（診療科名）、協力医師名など、がん登録業務上で知り得た個人情報を漏えいすることのないよう周知徹底させなければならない。
- (5) 責任者は、第三者の入室制限についての責任を負わなければならない。
- (6) その他、守秘義務に関して登録室内における機密保持が確実なものとなるよう、職場の物理的環境の維持、整備に努めなければならない。

### (腫瘍登録室関係者の責務)

第7条 (1) 腫瘍登録室関係者は、責任者の指示に従わなければならない。

(2) 腫瘍登録室関係者は、個人情報の保護規定に従って職務を遂行しなければならない。

(3) 患者情報などの関係資料の保管、整理に細心の注意を払わなければならない。

(4) 患者情報などの関係資料を腫瘍登録室外に帯出する際には、責任者の許可を得なければならない。

### (責任者の代行)

第8条 責任者（腫瘍登録室室長）が不在の場合は、広島県医師会事務局担当課の課長がその任を代行

する。

(医療機関、公益財団法人放射線影響研究所と腫瘍登録室との信頼関係)

第9条 収集、届け出られた個人および医療情報は、医療機関、主治医等が広島県医師会の要請を受けて登録し、その情報は公益財団法人放射線影響研究所に保管、管理される。これらの登録資料は、個々の患者を同定することが出来る情報であるため、厳密に保護され、かつ、限定された目的のために有効に活用されとの信頼がなければならない。したがって、届け出医師とその医療機関、公益財団法人放射線影響研究所職員および腫瘍登録室関係者が相互に十分な信頼関係を築くよう心がける必要がある。

(個人情報保護規定)

第10条 個人情報の保護に関する規定は以下に示すごとくである。

- (1) 責任者の許可なく、個人情報を腫瘍登録室又は所定の作業空間以外に持ち出してはならない。
- (2) 医療機関あるいはその他の場所へ出張し医療情報に接する場合、個人情報だけでなく、現場で見聞きした全患者の情報および施設内部の情報についても、機密を保持する責任がある。
- (3) ファクシミリは一般に、送信ミス等により個人情報が第三者の目に触れる危険性があるため、資料の伝達には利用しない。
- (4) 不要となった原票を破棄する場合は、責任者の許可を得て腫瘍登録室職員が裁断、または焼却し、破棄する。

(資料の管理)

第11条 資料の管理に関する規定を以下に示すごとくである。

- (1) 登録資料の整理作業が行われる場所、登録資料が保管されている場所に入室出来る者を、腫瘍登録室職員、ならびに業務上必要な関係者に限定するとともに、これら関係者は機密の保護に努めなければならない。
- (2) 資料の保管に関しては、保管場所を定めて厳重に管理する。
- (3) 腫瘍登録室は業務以外の時は常時施錠する。

(報告義務)

第12条 登録室の作業過程、委託業務及び資料の利用者による利用の各段階において、守秘義務が侵害された可能性のある事態が生じた場合には、直ちに責任者に報告しなければならない。

2. 上記の事態が生じた場合、責任者は広島県腫瘍登録安全管理措置委員会で協議の上、別に定める「個人情報保護に関する管理責任の在り方」にしたがって適切な措置を講じなければならない。

(補 則)

この要領に定めるもののほか、腫瘍登録に関する倫理について必要な事項は、広島県腫瘍登録委員会の議を経て別に定める。

附 則

平成21年7月23日から施行する。

初 版：平成10年12月22日

第2版：平成21年7月23日

第3版：平成26年4月1日

## 広島県腫瘍登録資料の受け渡しと、広島県腫瘍登録資料における個人情報保護に関する管理責任の在り方に関する要領

平成21年 7 月23日 制定

平成26年 4 月 1 日 改定

### 1. 広島県腫瘍登録資料

広島県腫瘍登録事業に参加協力する施設（以下協力施設）から良性腫瘍ならびに悪性腫瘍に関する資料が一般社団法人広島県医師会腫瘍登録室（以下腫瘍登録室）に集められ、同室で点検、確認、入力作業が行なわれる。その結果として得られた腫瘍登録データは公益財団法人放射線影響研究所（以下放射線影響研究所）で解析される。広島県腫瘍登録事業実施要綱第4条に記載された「届出情報・組織標本」の詳細は次のとおりである。

#### 1) 生検及び手術例

- ・ 良性腫瘍に関する資料  
病理組織診断依頼書  
病理組織診断報告書
- ・ 悪性腫瘍に関する資料  
病理組織診断依頼書  
病理組織診断報告書  
悪性腫瘍を代表する組織標本
- ・ 白血病に関する資料  
白血病並びに類縁疾患登録箋  
血液（末血、骨髄）標本

#### 2) 解剖例

- ・ 解剖報告書

### 2. 広島県腫瘍登録資料並びにデータの受け渡しと管理責任

#### 1) 協力施設から一般社団法人広島県医師会（以下広島県医師会）への広島県腫瘍登録資料の受渡しまでの管理について

- ① 広島県医師会が指定する追跡可能な形態での郵便（ゆうパック等）、あるいは直接手渡しの場合においては、送付する資料を郵便局に提出、あるいは直接手渡し時点までは送付元協力施設に管理責任がある。
- ② 広島県医師会に郵送する場合は、協力施設が郵便局に提出後、広島県医師会が受理するまでの責任は郵便事業株式会社に、受理した後は広島県医師会に管理責任がある。
- ③ 広島県医師会に直接手渡し場合は、広島県医師会が受け取った後は、その管理責任は広島県医師会にある。

#### 2) 協力施設から広島県医師会腫瘍登録室へ受渡し後の管理について

広島県医師会に登録資料が到着し、腫瘍登録室内で点検、確認、入力する作業の間は、広島県医師会にその管理責任はある。

#### 3) 腫瘍登録データの放射線影響研究所への受渡しと、その後の管理について

広島県医師会と放射線影響研究所間で行う定期的な連絡会議で、電子媒体（2009/5/31現在 USB）を用いて直接手渡し。手渡し作業までは広島県医師会、手渡し作業後は放射線影響研究所がその管理責任

を有する。

### 3. 広島県腫瘍登録資料が散逸した事実が明らかになった場合の対応

#### 1) 協力病院から腫瘍登録室に郵送中に散逸が生じた場合の対応

- ① 散逸の事態を把握した場合、腫瘍登録室関係者（広島県腫瘍登録事業に関する倫理規定第3条）は直ちにその事実を腫瘍登録室長と事務局担当課長に伝える。
- ② 事務局担当課長は広島県医師会担当常任理事（以下担当常任理事）に連絡する。
- ③ 担当常任理事は郵便事業株式会社に対し、散逸した資料の回収を依頼するとともに、散逸した資料の内容や散逸した原因の把握に努め散逸が明らかになった経緯を可能な限り調査するよう依頼する。
- ④ 担当常任理事は広島県医師会を代表して散逸した資料の郵送元協力施設に散逸した事実を伝え、その後の対応を協議する部署とその責任者の指定を依頼する。
- ⑤ 郵便事業株式会社からの調査報告に基づき、腫瘍登録室長は、事務局担当課長および広島県腫瘍登録室職員と協力して送付時の問題点を整理した上で個人情報管理責任の所在にしたがって管理責任上の主体を明確にする。
- ⑥ 担当常任理事は腫瘍登録室長の助言を得て資料散逸の影響を推定した時点で散逸の全貌を広島県医師会会長（広島県腫瘍登録委員会委員長）・がん登録担当副会長に報告し指示を仰ぐ。
- ⑦ 担当常任理事は全貌を把握し対応策を確定した段階で広島県に報告する。
- ⑧ 必要に応じて腫瘍登録安全管理措置委員会を適宜開催し、対応策を協議する。
- ⑨ 広島県医師会からマスコミへの情報提供が必要な場合は、散逸した情報内容、情報量を勘案して広島県医師会会長（広島県腫瘍登録委員会委員長）・がん登録担当副会長と協議のうえ担当常任理事がこれにあたる。
- ⑩ マスコミからの取材については事務局長が窓口となり、担当常任理事が対応にあたる。

#### 2) 広島県医師会が管理責任を有する時点で資料の散逸が生じた場合の対応

- ① 散逸の事態を把握した腫瘍登録室関係者（広島県腫瘍登録事業に関する倫理規定第3条）は直ちにその事実を腫瘍登録室長と事務局担当課長に伝える。
- ② 事務局担当課長は担当常任理事に連絡する。
- ③ 担当常任理事は腫瘍登録室長及び事務局担当課長に対し散逸した資料の可能な限りの回収を指示する。また両者に対し、散逸した資料の内容や散逸した原因の把握に努めるとともに散逸した経緯を可能な限り調査するよう指示する。
- ④ 腫瘍登録室長は、事務局担当課長および広島県腫瘍登録室職員と協力して散逸した資料の回収に取り組むとともに、散逸した資料の内容や散逸が明らかになった経緯、散逸した経緯、散逸した原因の特定について可能な限り調査する。
- ⑤ 担当常任理事は広島県医師会を代表して、散逸した資料の郵送元協力施設に散逸した事実を伝え、その後の対応を協議する。担当常任理事は腫瘍登録室長の助言を得て資料散逸の影響を推定した時点で散逸の全貌を広島県医師会会長（広島県腫瘍登録委員会委員長）・がん登録担当副会長に報告し指示を仰ぐ。
- ⑥ 担当常任理事は全貌を把握し対応策を確定した段階で広島県に報告する。
- ⑦ 必要に応じて腫瘍登録安全管理措置委員会を適宜開催し対応策を協議するとともに、協力施設と連携する。
- ⑧ 広島県医師会からマスコミへの情報提供が必要な場合は、散逸した情報内容、情報量を勘案して広島県医師会会長（広島県腫瘍登録委員会委員長）・がん登録担当副会長と協議のうえ担当常任理事があたる。
- ⑨ マスコミからの取材については事務局長が窓口となり、担当常任理事が対応にあたる。

その他

- 1) 広島県地域がん登録事業における資料の受け渡し及び個人情報保護の取扱いについては別に定める。
- 2) 平成21年6月22日(月)腫瘍登録実務委員会時に広島県、財団法人放射線影響研究所に説明した。

附 則

この要領は平成21年7月23日から施行する。

初 版：平成21年7月23日

第2版：平成26年4月1日



## 広島県腫瘍登録安全管理措置委員会運営規則

平成21年 7 月23日 制定

平成26年 4 月 1 日 改定

第 1 条 本委員会は広島県腫瘍登録委員会内に設置する。

第 2 条 広島県腫瘍登録事業において、個人情報漏洩した可能性のある場合、広島県医師会長の要請で開催する。

第 3 条 広島県腫瘍登録実務委員会委員長、公益財団法人放射線影響研究所等を含む関係者に一般社団法人広島県医師会（以下広島県医師会）担当常任理事、広島県医師会腫瘍登録室長が加わって構成する。  
事務局は担当課がこれにあたる。

第 4 条 協議は広島県医師会担当常任理事あるいは広島県医師会腫瘍登録室長の司会の下、広島医師会館内で行ない非公開とする。

### 附 則

この運営規則は平成21年 7 月23日から施行する。

初 版：平成21年 7 月23日

第 2 版：平成26年 4 月 1 日

## 広島県腫瘍登録資料の利用手続要領

平成10年12月22日 制定

平成21年 7 月23日 改定

平成26年 4 月 1 日 改定

### (趣 旨)

第 1 条 本要領は、広島県腫瘍登録事業において収集された登録資料の利用手続きを定める。

### (利用の申請)

第 2 条 登録資料を利用しようとする者は、広島県腫瘍登録資料利用審議委員会（以下「委員会」という。）に広島県腫瘍登録資料利用申請書（様式第 1 号、以下「申請書」という。）を提出するものとする。

### (利用の基準)

第 3 条 委員会は登録資料の利用の申請があるときは、以下の基準に照らして、当該申請に係る登録資料の利用の可否について協議する。

- (1) 登録資料の利用が、がん予防対策及びがん医療水準の向上に寄与するものであること。
- (2) 利用する登録資料が、利用目的を達成する上で必要な最小限度の範囲内のものであること。
- (3) 申請者が、利用する登録資料の管理を適切に行うことができること。

### (申請の承認)

第 4 条 委員会が、前条の規定により登録資料の利用を承認した場合は、申請者に広島県腫瘍登録資料利用承認書を交付の上、資料を提供する。

### (利用条件の付与)

第 5 条 委員会は、登録資料の利用の承認に当たり、利用の方法、範囲等について、条件を付することができるものとする。

### (利用に関する責務)

第 6 条 申請者は、受領後の資料の取扱いについては、以下に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請書に記載された目的以外に資料を利用しない。
- (2) 申請書に記載された資料の利用の期間、方法等を厳守する。
- (3) 結果のいかなる公表においても、個人を特定する情報を明らかにしない。
- (4) 資料の利用期間が過ぎた場合、あるいは資料が不必要となった場合は、資料は直ちに一般社団法人広島県医師会腫瘍登録室（以下「登録室」という。）へ返却する。
- (5) 結果の公表を行った場合、本腫瘍登録資料の利用を明示するとともに、学会発表抄録、論文別刷等を登録室へ届ける。
- (6) 資料に関わる全ての機密保持を厳守する。

### (その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員会で協議の上、別に定めるものとする。

### 附 則

初 版：平成10年12月22日

第 2 版：平成21年 7 月23日

第 3 版：平成26年 4 月 1 日